

## 公的職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）の 愛称・キャッチフレーズの使用について（お願い）

○厚生労働省において、より多くの方々に、キャリアアップや雇用安定のための選択肢の一つとして、「公的職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）」について、興味・関心をもってもらうため、公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズの公募を行い、平成 28 年 11 月 30 日に公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズが

### ハロートレーニング ～急がば学べ～

に決定したところです。

○また、平成 29 年 8 月に「公的職業訓練の広報に用いる統一的なロゴマーク」の募集を行った結果、平成 29 年 10 月 3 日に統一的なロゴマークが、「ハロトレくん」（以下のもの。）に決定したところです。（後述参照）

○つきましては、兵庫県におきましても、当該愛称・キャッチフレーズを県内統一ロゴ（愛称・キャッチコピーに兵庫県マスコット「はばタン」を加えたもの。後述参照）でアピールしていくこととしていましたが、引き続き、求職者支援訓練として認定された訓練につきましては、コース案内や新聞広告等において、積極的に使用していただきますようお願いいたします。併せて、統一的なロゴマークにつきましても、併用等の使用（ハロトレくんのみ使用、はばタンのみ使用も含む。）が可能ですので、こちら積極的に使用していただきますようお願いいたします。

※求職者支援訓練における当該愛称・キャッチフレーズ及びロゴマークの使用にあたっては、求職者支援訓練として認定された訓練について、広報活動等対外的に求職者支援訓練の新しく、かつ、親しみやすいイメージをアピールするために用いることを前提としております。

○なお、他の愛称・キャッチフレーズの使用例といたしまして、

- ①認定された求職者支援訓練に関する各種広報媒体の「求職者支援訓練」を「ハロートレーニング」と積極的に置き換える。
- ②求職者支援訓練を説明する際や問い合わせがあった際に、「ハロートレーニング」と積極的に言い換える。
- ③訓練実施施設の窓口等に「ハロートレーニング～急がば学べ～」と書いた張り紙を掲示する。
- ④愛称や愛称の略称（ハロトレ）、キャッチフレーズを使用した短文を作成して使用する。  
（例：急がば学べ！再就職ならハロートレーニング（求職者支援訓練）でスタート）

【兵庫県の愛称・キャッチフレーズ】



ポリテクセンター兵庫のホームページに掲載されている当該愛称・キャッチフレーズを活用してください。

(URL : [http://www3.jeed.or.jp/hyogo/poly/copy\\_of\\_tel.html](http://www3.jeed.or.jp/hyogo/poly/copy_of_tel.html))

これ以外でポリテクセンター兵庫のホームページでアップしているものも使用可です。

【統一的なロゴマーク (ハロトレくん)】



厚生労働省のホームページに掲載されている当該ロゴマークを活用してください。

(URL :

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining/logo/rules.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining/logo/rules.html))

これ以外で厚生労働省のホームページでアップしているものも使用可です。